○国土交通省告示第七百八十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(い)欄の規定に基づき、ガス有害性試験不要材料を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

ガス有害性試験不要材料を定める件

建築基準法施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(い)欄に規定するガス有害性試験不要材料は、次の各号に掲げるものとする。

一　次に掲げる建築材料（以下この号において「金属板等」という。）のいずれかを含む建築材料であって、当該金属板等の加熱面（加熱試験を行う場合における加熱面をいう。以下同じ。）側の表面に施される建築材料の部分（当該金属板等によって避難上有害な煙又はガスの発生を有効に防止することができる部分を除く。）に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもの

イ　厚さが〇・三ミリメートル以上のアルミニウム（溶解温度の下限が摂氏六百七度以上のものに限る。）

ロ　厚さが〇・二七ミリメートル以上の鋼板（ステンレス鋼板を除く。）

ハ　厚さが〇・二五ミリメートル以上のステンレス鋼板

ニ　厚さが五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）

ホ　厚さが三ミリメートル以上の繊維強化セメント板（スレート又はスラグせっこう板に限る。）

ヘ　厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）

二　次に掲げる建築材料（以下この号において「金属板等」という。）のいずれかを含む建築材料であって、当該金属板等の加熱面側の表面に施される建築材料の部分（当該金属板等によって避難上有害な煙又はガスの発生を有効に防止することができる部分を除く。）に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき百グラム以下のもの

イ　厚さが十五ミリメートル以上の木毛セメント板

ロ　厚さが九ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が〇・九以上のものに限る。）

ハ　厚さが三十ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が〇・五以上のものに限る。）

ニ　厚さが六ミリメートル以上のパルプセメント板

三　当該建築材料に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百八十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の六第三号の規定に基づき、一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を定める件

第一　建築基準法施行令第百二十六条の六第三号に規定する一定の規模以上の空間（以下単に「空間」という。）は、吹抜きとなっている部分で、避難上及び消火上支障がないものとして次に掲げる基準に適合するものとする。

一　吹抜きとなっている部分が屋根まで達するか、又は当該部分の頂部が直接外気に開放したものであること。

二　吹抜きとなっている部分の床又は地面は、直径四十メートル以上の円が内接することのできるものであること。

三　次に掲げる基準に適合する通路に通ずるものであること。ただし、避難上及び消火上支障がない場合にあっては、この限りでない。

イ　幅員及び天井までの高さが四メートル以上であること。

ロ　通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされたものであること。

ハ　道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路をいう。以下同じ。）又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路その他の空地に通ずること。

第二　建築基準法施行令第百二十六条の六第三号に規定する高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法は、次に掲げる基準に適合する構造（観覧場の用途に供するものに設けたものに限る。）とする。

一　次のいずれかに該当するものであること。

イ　空間との間に壁を有しないこと。

ロ　空間から開放し又は破壊して進入できる構造であること。

二　空間に長さ四メートル以下の間隔で設けたものであること。

三　空間の高さ三十一メートル以下の部分にあること。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時	平成二十八年六月六日から同月八日（予備、同月九日及び同月十日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで
区域	九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒 (イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒 (ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒 (エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
実施艦等	航空機二機
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、荒川水系荒川、入間川、越辺川、小畦川、高麗川及び都幾川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十六年関東地方整備局告示第二百九十一号、平成十七年関東地方整備局告示第三百五十九号、第三百六十号、第三百六十一号、第三百六十二号、第三百六十三号及び第三百六十四号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第二百十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、久慈川水系久慈川、里川及び山田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年関東地方整備局告示第二百六十一号、平成十八年関東地方整備局告示第三百二十八号及び第三百二十九号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第二百十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、那珂川水系那珂川、藤井川、桜川及び涸沼川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年関東地方整備局告示第二百六十号、平成十八年関東地方整備局告示第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号及び第三百三十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一